

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 3 年 9 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（河川縦横断測量）
- 2 作業期間 令和 3 年 6 月 2 日から令和 3 年 12 月 17 日まで
- 3 作業地域 多久市全域、小城市全域及び杵島郡江北町全域